

速報

元JR東労組高崎地本組合員 内藤幸一、石井義則、牛丸弘之、伊藤裕一が、JR東労組への加入を拒否され、精神的な苦痛を受けたとして、ひがし労顧問弁護士でもある菊地弁護士を代理人に、JR東労組に対し、慰謝料として各50万円などの支払いを求めた裁判の判決(2024/3/15)が出されました。

勝利判決



* 判決の主な内容 **争点** JR東労組は合理的理由があって加入を拒否したのか

- ひがし労は、JR東労組を「会社の手先」と呼称し、他労組の犯罪性を暴露し組織拡大を図っていく旨宣言した。**ひがし労は他の労働組合を対象とした組織拡大を意図していたことがわかる。**
- 平成30年以降、ひがし労関係者によるJR東労組組合員の引き抜き行為等によって団結権ないし、団体秩序が乱されるのを警戒せざるを得ない状況にあった。
- ひがし労と関係が深いと推認されるJR東労組高崎地本のパソコンから発見されたファイルは、ひがし労の組織拡大を目的として、「対象者」欄に記載された者に対し、「関わり」欄に記載された者が接触を試みた経過を記録したファイルであると推認できる。
- そのファイルの「関わり」欄に名字の記載がある内藤について、ひがし労の組織拡大活動に加担している者であると推認することは首肯(納得)できる。
- 内藤がJR東労組に加入すれば、JR東労組の内部において引き抜き等の団体秩序の維持に有害な行為をする危険性があると判断することは合理的である。
- そのような危険性が疑われる内藤と同一の郵便で何ら加入理由を明らかにしないで加入届を送付した石井、牛丸、伊藤についても内藤と同じ立場にあると考え、同様の危険性があると判断することは理解できる。
- したがって、**内藤らが加入すればJR東労組の内部から団結権や団体秩序の維持に有害な行為をすると疑い、内藤らの加入を認めない判断をしたことには、合理的な理由があった**というべき。
- 以上によれば、内藤らの加入を認めなかったJR東労組の対応に違法性は認められない。



JR東労組の判断の正しさが 裁判で証明される